

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 駐輪場設置台数を上回る需要が見込まれる場合は、駐輪場を新たに確保する手段を講じること

・ 交通渋滞の緩和に努めること

・ 新規届出駐車場E-1は、「水辺のまちづくり館」の出入口としても利用されていることから、当館利用者に支障を及ぼさないよう手段を講じること

二 縦覧期間

平成二十六年三月七日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター